

一般財団法人日本環境・有機農法振興財団
研究助成金交付要綱

一般財団法人日本環境・有機農法振興財団研究助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人日本環境・有機農法振興財団（以下「財団」という。）が民間環境保全研究の助成のために行う助成金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(助成研究)

第2条 助成金の交付の対象となる研究（以下「助成研究」という。）は、環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する上で適切な研究であり、次に掲げるものとする。日本国内に主たる事務所を有する民間団体（民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体をいう。以下同じ。）およびそれらの団体に所属する個人による環境の保全を図るための研究とする。

- 2 助成研究は、国家的見地から行われる資源エネルギー等に係る政策的事業、特定の事業者の用に供される研究、投下資金の回収が期待される研究、その他民間団体および個人が担うにふさわしくない内容のものでないこととする。

(助成金交付申請書の提出)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、「一般財団法人日本環境・有機農法振興財団研究助成金交付申請書」（様式1、1-2）を一般財団法人日本環境・有機農法振興財団理事長（以下「理事長」という。）が定める期間内に、理事長に提出するものとする。

(助成金交付等の通知)

第4条 理事長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請に係る事項を審査の上、助成しようとする研究および交付しようとする助成金の額を決定し、「一般財団法人日本環境・有機農法振興財団研究助成金 交付決定通知書」（様式2）により、当該申請書を提出した者（以下「助成対象者」という。）に通知するものとする。

- 2 助成対象者は、前項の通知書を受理したときは、交付希望金融口座の情報を「一般財団法人日本環境・有機農法振興財団研究助成金 振込口座登録依頼書」（様式3）を提出するものとする。

(助成金交付等の取り消し)

第5条 理事長は、助成対象者の研究について次の各号に該当する事実があると認めるときは、交付前、交付後に関わらず、その決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 助成金の交付の申請について、不正の事実があった場合
- (2) 助成対象者が助成金を助成研究以外の用途に使用した場合
- (3) 助成研究の遂行が助成金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反していると認められる場合
- (4) 助成対象者が第12条に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げまたは忌避した場合
- (5) その他この要綱に定めるところに違反したと認められる場合

- 2 理事長は、前項の場合、「一般財団法人日本環境・有機農法振興財団研究助成金 交付決定取消通知書」（様式4）により、助成対象者に通知するものとする。

(交付申請の取り下げ)

第6条 助成対象者は、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があることにより助成金交付の申請を取り下げようとするときは、理事長が定める期間内に、「一般財団法人日本環境・有機農法振興財団研究助成金 交付申請取下書」（様式5）を理事長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(助成研究の変更の承認)

- 第7条 助成対象者は、助成研究の内容の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときには、あらかじめ「一般財団法人日本環境・有機農法振興財団研究助成金 助成研究計画変更承認申請書」（様式6）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定による申請書を受理した場合において、これを審査し、変更を承認することを決定したときは、「一般財団法人日本環境・有機農法振興財団研究助成金 助成研究計画変更承認通知書」（様式7）により助成対象者に通知するものとする。
 - 3 理事長は、第1項の場合において必要と認めるときは、助成金の交付の決定内容を変更し、または条件を付することができるものとする。

(計画の中止の承認)

- 第8条 助成対象者は、助成研究を中止しようとするときには、あらかじめ「一般財団法人日本環境・有機農法振興財団研究助成金 助成研究中止承認申請書」（様式8）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定による申請書を受理した場合において、これを審査し、中止を承認することを決定したときは、「一般財団法人日本環境・有機農法振興財団研究助成金 助成研究中止承認通知書」（様式9）により、助成対象者に通知するものとする。

(助成研究実績報告書の提出)

- 第9条 助成対象者は、助成研究を完了したとき（中止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、その日から1か月を経過した日または翌年度の5月末日のいずれか早い日までに、「一般財団法人日本環境・有機農法振興財団研究助成金 助成研究実績報告書」（様式10、10-2（概要）、ならびにA4用紙2枚以上10枚以下の報告書）を理事長に提出しなければならない。なお、助成対象者が規定による報告書の提出期限内に提出を完了しないときは、第5条第1項（5）に該当するとみなすものとする。

(助成研究報告会)

- 第10条 助成対象者は、一般財団法人日本環境・有機農法振興財団が開催する「健康と環境フォーラム～助成研究報告会～」にて、当該研究について報告をしなければならない。なお、助成対象者が報告会への参加をしないときは、第5条第1項（5）に該当するとみなすものとする。

(助成金の返還)

- 第11条 理事長は、第5条第1項の規定による助成研究の取り消しをした場合、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の全額の返還を命ずるものとする。なお、返還期限は返還命令の日から20日以内とする。
- 2 理事長は、第8条第2項の規定による助成研究の中止をした場合、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の全額を経過月数の割合で計算した金額の返還を命ずるものとする。なお、返還期限は返還命令の日から1か月以内とする。

(遅滞金)

- 第12条 助成対象者は、前条の規定による助成金の返還を命じられた場合において、その定められた返還期限内に返還が完了しないときは、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅滞金を理事長に納付しなければならない。

- 2 理事長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請に基づき、当該遅滞金の一部または全部を免除することができるものとする。

(調査等)

第13条 理事長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成対象者に対し報告をさせ、または財団の職員にその事務所等に立ち入り調査させ、もしくは関係者に対し質問させることができるものとする。

- 2 理事長は、前項の規定による調査等により、当該助成研究が助成金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に適合していないと認めるときは、助成対象者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを指示することができるものとする。

- 3 助成対象者は、前項の指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(附則)

この細則は、平成21年10月1日から施行する。

(附則)

この細則は、平成21年12月17日に改定し、施行する。

(附則)

この細則は、平成22年6月28日に改定し、施行する。

(附則)

この細則は、平成25年5月29日に改定し、施行する。

(附則)

この細則は、平成26年6月30日に改定し、施行する。

(附則)

この細則は、令和元年9月18日に改定し、施行する。

一般財団法人日本環境・有機農法振興財団 研究助成金												
交 付 申 請 書												
										申 請 年 月 日		
										年	月	日
一般財団法人日本環境・有機農法振興財団												
理 事 長 滝 口 友 樹 哉 殿												
下記の研究を行いたいのので、一般財団法人日本環境・有機農法振興財団助成金交付要綱第4条の規定に基づき、												
助成金の交付を申請します。												
記												
申請者の種別・名称	◆団体ならびに団体に所属する個人の場合											
	団体名											
	代表者名											
	申請者名	※代表者と異なる場合										
	申請者名											
◆個人の場合	申請者名											
	申請者名											
連絡先住所												
研究名												
研究分野		a. 有機農業関連 b. 森林関連 c. 省エネルギー関連 d. リサイクル関連 e. 発酵食品関連 f. その他環境一般										
研究の目的および概要	(趣旨・目的)											
(研究の概要)												
(特記事項)												

(過去の研究実績)

年 月 日

〒105-0002

東京都渋谷区渋谷 3-26-18 矢倉ビル 2 階

一般財団法人日本環境・有機農法振興財団

理事長 滝口 友樹哉

一般財団法人日本環境・有機農法振興財団 研究助成金 交付決定通知書

貴殿より応募された一般財団法人日本環境・有機農法振興財団研究助成金交付申請につき、一般財団法人日本環境・有機農法振興財団研究助成金運営委員会において審議を行った結果、下記のとおり交付決定をしたので、当書面をもって通知連絡いたします。

記

交付番号	環研第 号
団体名	
申請者名	
研究名	
交付金額	金 円

※ なお、この通知を受けた者は、速やかに「一般財団法人日本環境・有機農法振興財団研究助成金振込口座登録依頼書」（様式3）を提出すること

年 月 日

〒105-0002

東京都渋谷区渋谷 3-26-18 矢倉ビル 2 階

一般財団法人日本環境・有機農法振興財団

理事長 滝口 友樹哉

一般財団法人日本環境・有機農法振興財団 研究助成金交付決定取消通知書

助成交付番号環研第号で助成金の交付の決定を受けた助成研究について、一般財団法人日本環境・有機農法振興財団研究助成金運営委員会及び一般財団法人日本環境・有機農法振興財団理事会において審議を行った結果、下記のとおり交付決定を取り消すので、当書面をもって通知連絡するとともに、一般財団法人日本環境・有機農法振興財団研究助成金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、本通知発行日より20日以内に交付金全額の返還を命ずる。

記

交付番号	環研第 号	
団体名		
申請者名		
研究名		
取消理由		助成金の交付の申請について、不正の事実があったため
		助成対象者が助成金を助成研究以外の用途に使用したため
		助成研究の遂行が助成金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反していると認められたため
		助成対象者が日本環境財団研究助成金交付要綱第13条に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げまたは忌避した場合
		その他日本環境財団研究助成金交付要綱に定めるところに違反したと認められたため

※ なお、この通知を受けた者は、一般財団法人日本環境・有機農法振興財団研究助成金交付要綱第9条の規定に基づき、本通知発行日より1か月以内に「一般財団法人日本環境・有機農法振興財団研究助成金助成研究実績報告書」（様式10、10-2）を提出すること

一般財団法人日本環境・有機農法振興財団 研究助成金

交付申請取り下げ書

申請年月日

年 月 日

一般財団法人日本環境・有機農法振興財団

理事長 滝口 友樹 哉 殿

住所

団体名

※団体ならびに団体に所属する個人の場合

代表者
氏名

※団体ならびに団体に所属する個人の場合

印

申請者
氏名

印

交付番号

環研第

号

貴財団より助成交付番号環研第

号で助成金の交付の決定を受けた助成研究について、

下記のとおり研究助成金の交付申請を取り下げたいので、承認くださるよう一般財団法人日本環境・有機農法

振興財団研究助成金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、申請いたします。

記

1. 助成研究名称

2. 申請の取り下げ理由

一般財団法人日本環境・有機農法振興財団 研究助成金
助成研究計画変更承認申請書

申	請	年	月	日
年	月	日		

一般財団法人日本環境・有機農法振興財団

理事長 滝口 友樹 哉 殿

住所	
団体名	※団体ならびに団体に所属する個人の場合
代表者 氏名	※団体ならびに団体に所属する個人の場合 ㊟
申請者 氏名	㊟
交付番号	環研第 号

貴財団より助成交付番号環研第 号で助成金の交付の決定を受けた助成研究について、
下記のとおり助成研究の内容を変更したいので、承認くださるよう一般財団法人日本環境・有機農法振興財団
研究助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、申請いたします。

記

1. 助成研究名称

--

2. 助成研究の変更理由

--

3. 助成研究の変更内容

--

年 月 日

〒105-0002

東京都渋谷区渋谷 3-26-18 矢倉ビル 2階

一般財団法人日本環境・有機農法振興財団

理事長 滝口 友樹哉

一般財団法人日本環境・有機農法振興財団 研究助成金 助成研究計画変更承認通知書

貴殿より申請された一般財団法人日本環境・有機農法振興財団研究助成金 助成研究計画変更承認申請につき、一般財団法人日本環境・有機農法振興財団研究助成金運営委員会および一般財団法人日本環境・有機農法振興財団理事会において審議を行った結果、下記のとおり変更を承認するので、当書面をもって通知連絡いたします。

記

交付番号	環研第			号
団体名				
申請者名				
研究名				
変更内容				
交付金額	変更なし	変更あり	額 金円	

一般財団法人日本環境・有機農法振興財団 研究助成金														
助成研究中止承認申請書														
										申	請	年	月	日
										年	月	日		
一般財団法人日本環境・有機農法振興財団														
理事長 滝口 友樹 哉 殿														
						住所								
						団体名	※団体ならびに団体に所属する個人の場合							
						代表者 氏名	※団体ならびに団体に所属する個人の場合						⑩	
						申請者 氏名							⑩	
						交付番号	環研第					号		
貴財団より助成交付番号環研第						号で助成金の交付の決定を受けた助成研究について、								
下記のとおり助成研究の中止をしたいので、承認くださるよう一般財団法人日本環境・有機農法振興財団研究														
助成金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、申請いたします。														
記														
1. 助成研究名称														
2. 助成研究の中止理由														

年 月 日

〒105-0002

東京都渋谷区渋谷 3-26-18 矢倉ビル 2 階

一般財団法人日本環境・有機農法振興財団

理事長 滝口 友樹哉

一般財団法人日本環境・有機農法振興財団 研究助成金 助成研究中止承認通知書

貴殿より申請された一般財団法人日本環境・有機農法振興財団研究助成金 助成研究中止承認申請につき、一般財団法人日本環境・有機農法振興財団研究助成金運営委員会および一般財団法人日本環境・有機農法振興財団理事会において審議を行った結果、下記のとおり変更を承認するので、当書面をもって通知するとともに、一般財団法人日本環境・有機農法振興財団研究助成金交付要綱第 11 条第 2 項の規定に基づき、本通知発行日より 1 か月以内に交付金のうち下記の金額の返還を命ずる。

記

交付番号	環研第	号
団体名		
申請者名		
研究名		
返還金額	金	円

※ なお、この通知を受けた者は、一般財団法人日本環境・有機農法振興財団研究助成金交付要綱第 9 条の規定に基づき、本通知発行日より 1 か月以内に「一般財団法人日本環境・有機農法振興財団研究助成金助成研究実績報告書」（様式 10、10-2）を提出すること

一般財団法人日本環境・有機農法振興財団 研究助成金											
助成研究実績報告書											
報 告 年 月 日											
年 月 日											

一般財団法人日本環境・有機農法振興財団

理事長 滝口 友樹 哉 殿

	住所					
	団体名	※団体ならびに団体に所属する個人の場合				
	代表者氏名	※団体ならびに団体に所属する個人の場合				印
	申請者氏名					印
	交付番号	環研第				号

貴財団より助成交付番号環研第

号で助成金の交付の決定を受けた助成研究について、

一般財団法人日本環境・有機農法振興財団研究助成金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 助成研究名称

--

2. 研究の概要(別紙に記入してください)

別紙参照

3. 特記事項

--

助成研究実績報告書<研究の概要>(別紙)	
団体名	※団体ならびに団体に所属する個人の場合
代表者氏名	※団体ならびに団体に所属する個人の場合
申請者氏名	
研究名	
助 成 研 究 の 概 要	研究の背景と目的(400字程度)
	研究の概要(400字程度)
	研究の結果と効果(400字程度)
	助成研究実績報告書の枚数(A4用紙2枚以上10枚以下に収めること)
	枚